

# 脱炭素化推進補助金制度のご案内

(事業者向け)  
R8年度

市の脱炭素先行地域(※1)において、脱炭素化に資する事業を行う事業者  
に補助金を支給します。

## 補助対象事業と補助内容

1 LED照明機器



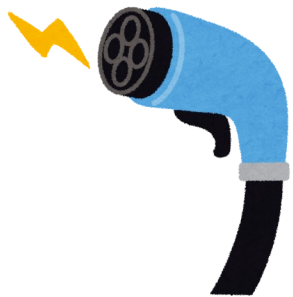
2 エネルギーマネジメントシステム



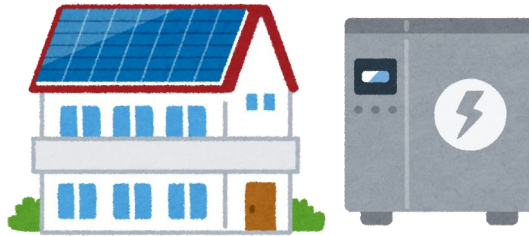
3 高効率空調設備



4 充放電設備



5 太陽光発電設備、蓄電池※



6 EVカーシェア



※ PPAによる導入の場合、PPA事業者に補助金を支給し、PPA事業者は、支給された補助金分を需要家のサービス料金から割引をすることとなります。

対象設備	規模要件	対象者	補助率	補助上限額
LED照明機器	なし	該当する設備を設置しようとする「事業者」	補助対象経費の 2/3以内の額	なし
エネルギーマネジメントシステム	なし			
高効率空調設備	なし			
充放電設備	なし			
太陽光発電設備	なし			
蓄電池	(既設分含め) 100kWh未済まで			
EVカーシェア	なし	①EV： 上限 100 万円/台 ②PHEV： 上限 60 万円/台	車体価格の 1/3の方が低い場合は、 その額	

## 補助対象経費

工事費（原材料費含む）、設備費、業務費、事務費等

## 補助対象者

- ・法人（公共法人を除く。）であること
- ・会津エネルギーアライアンス（※2）に加盟又は加盟申請していることなど

## その他

- ・補助要件などの詳細は以下のホームページを確認願います。  
<https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2024050700015/>

### 脱炭素先行地域（※1）

以下の3エリアになります。詳しくは下記問合せ先に確認願います。



【鶴ヶ城周辺エリア】



【会津アピオエリア】



【湊エリア】

### 会津エネルギーアライアンス（※2）

発電事業者や電力利用者等で構成され、市内の脱炭素化を推進する任意団体です（市も加盟しています。）。  
加盟は以下のホームページから願います。  
<https://www.aict.or.jp/energy-alliance>



#### ○問合せ先

会津若松市 環境共生課

住所：会津若松市追手町2番41号 電話：0242-23-4700

E-Mail：kankyo@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp